

令和8年度宝達志水町青少年国際交流推進事業

実施要項

I 名称

令和8年度宝達志水町青少年国際交流推進事業

II 目的

町の将来を担う青少年の海外派遣や交流先の青少年の受入れなど、外国の人々との親善交流を通して青少年の国際感覚を養うとともに、国際化に対応できる人材の育成を図ることを目的とする。

III 主催

宝達志水町・宝達志水町教育委員会

IV 事業の概要

1 派遣事業

(1) 派遣先及び派遣期間等

<派遣先> オーストラリア連邦サンシャインコースト市(ヌーサ)

<派遣期間> 令和8年8月14日(金)～8月24日(月) 11日間

<日程> (変更する場合あり) ※ GSLC…ゲットシェパード・ルゼラン校

| 日次 | 月/日(曜) | 場所 | 時間 | 内容 | 宿泊先 |
|-------------------|---------------------------|----------------------------|----------|---|-----------------|
| 1日目 | 8/14(金) | 宝達志水町出発 小松空港 | 午前 | 陸路、小松空港へ。空路、羽田空港を経由し、成田空港からブリスベン空港へ | 機内 |
| 2日目 | 8/15(土) | ブリスベン空港 ヌーサ | 午前 | 陸路、ヌーサへ ホストファミリーと対面(GSLC)・行動 | ヌーサ (ホームステイ) |
| 3日目 | 8/16(日) | ヌーサ | 終日 | ホストファミリーと行動 | |
| 4日目 } } 8日目 | 8/17(月) } } 8/21(金) | ヌーサ | 終日 | GSLC に体験入学 | |
| 9日目 | 8/22(土) | ヌーサ ブリスベン空港 シドニー国際空港 | 午前 午後 | ホストファミリーと別れ、陸路、ブリスベン空港へ 空路、シドニーへ シドニー市内視察 | シドニー 市内ホテル |
| 10日目 | 8/23(日) | シドニー国際空港 | 夕方 | シドニー市内視察 陸路、シドニー国際空港へ 空路、羽田空港へ | 機内 |
| 11日目 | 8/24(月) | 羽田空港 小松空港 宝達志水町到着 | 午前 午後 | 空路、小松空港へ 陸路、宝達志水町へ 宝達志水町到着 | |

(2) 派遣人員

町内在住の中学生及び高校生10人以内とする。

(3) 引率人員および添乗員

引率人員は、宝達中学校教職員及び行政職員等3人の予定。

また、添乗員（派遣期間中の旅程管理や現地通訳等要員）として旅行会社から1人同行予定。

(4) 募集及び選考

団員の募集は、別に定める「参加者募集要領」により、町ホームページ等を通じて、また、宝達中学校に依頼して行う。

町青少年国際交流推進実行委員会において、応募書類の内容等（面接を含む）を審査し、募集人員内で団員を選考する。

(5) 事前及び事後研修等

団員として内定した者には、団員としての心構えと団体生活・団体行動の基本及び派遣先に関する知識を習得させ、事業の目的が十分に達成できるよう事前研修を行う。

また、事業の成果を集約し、国際親善を促進するための事後研修を行う。さらに事業終了後、団員のレポート等を集録した研修報告書を作成する。

（※研修日程等の詳細に関しては、後日内定者に案内する。）

(6) 参加者負担金

180,000円とする。

（※当該費用には、旅券取得手数料、ETA（電子渡航許可）申請費用、海外旅行傷害保険料等は含まれない。なお、参加者の都合によるキャンセル料は、参加者の負担となる。）

(7) その他

ア 渡航手続き等は旅行会社に委託するが、旅行条件については、旅行業法・旅行社旅行契約及び約款による。

イ 団員が内定した後であっても、疾病、事故その他の理由により参加が不相当と認められたときは、団員の内定を取り消すことがある。

ウ 感染症の状況や国際情勢等によっては、派遣を見合わせることもある。

エ 渡航中のけがや病気、事故や盗難などに備えるため、町では海外旅行傷害保険への加入を推奨する。

2 受入事業 令和8年度は実施しません。

V 事務局（担当課）

宝達志水町教育委員会 生涯学習課

TEL 0767-29-8320

FAX 0767-29-2333

E-mail life-study@town.hodatsushimizu.lg.jp